2026年11月26日

各　位

会社名　ミガロホールディングス株式会社
代表者名　代表取締役社長　中西　聖
（コード番号 5535、東証プライム）
問合せ先　取締役 CFO　岩瀬晃二
（TEL.　03-6302-3627）

当社子会社執行役員に対する
新株予約権（税制適格ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、2026年11月26日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社子会社の執行役員に対し、下記のとおり第９回新株予約権（税制適格ストック・オプション）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本新株予約権は、当社子会社の執行役員に対するインセンティブ報酬として無償で発行するものであり、金銭の払込みを要しないことが特に有利な条件に該当しないため、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

記

１．新株予約権の募集の目的及び理由

当社グループの業績向上、企業価値の増大及び株主重視の経営意識のためのインセンティブを与えることを目的として、当社子会社の執行役員に対して、無償にて税制適格ストック・オプションを付与するものであります。

割当対象の子会社執行役員との間で締結する割当契約書において、一定の業績基準（当該子会社の営業利益が、一定水準以上に到達することなど）を達成しない限り、新株予約権を行使できないものと規定いたします。具体的には、当該執行役員の所属する子会社における業績基準（営業利益の一定水準への到達等）により段階的に行使可能とすることで、当該執行役員の中長期的な企業価値向上へのコミットメントを確保する設計としております。

そのため、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の0.1%に相当いたしますが、当該執行役員の中長期的なインセンティブに寄与し、当社グループの企業価値向上に資するものと考えられることから、本新株予約権の発行による株式の希薄化の規模は合理的な範囲内であり、本新株予約権の内容は相当なものであると考えております。

２．新株予約権の発行要項

（１）本新株予約権の割当を行う日

2026年12月28日

（２）本新株予約権の数と対象者

90,000個

当社子会社の使用人である執行役員　２名

（３）本新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

（４）本新株予約権の内容

①　本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、本新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は１株とする。

なお、2026 年 11 月 26 日開催の本新株予約権発行に係る取締役会の決議の日（以下「決議日」という。）後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による１株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、決議日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

②　本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権１個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額（１円未満の端数は切り上げる。）、新株予約権割当日の終値及びその前日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）のうち最も高い額とする。

なお、決議日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

ⅰ　当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

ⅱ　当社が時価を下回る価額で、当社普通株式につき新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{c}\text{調整後}\\ \text{行使価額}\end{array} = \begin{array}{c}\text{調整前}\\ \text{行使価額}\end{array} \times \frac{\begin{array}{c}\text{既発行}\\ \text{株式数}\end{array} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

ⅲ　上記ⅰ及びⅱのほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

③　本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の割当日後２年を経過した日から 2036 年７月 31 日までとする（ただし、付与決議の日（決議日をいう。）後２年を経過した日から付与決議の日後 10 年を経過する日までの期間内に限る。）。

④　本新株予約権の行使の条件

ⅰ　新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、執行役員もしくは従業員の地位を有することを要する。ただし、新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、執行役員もしくは従業員を退任・退職する前に、当該新株予約権者の退任・退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会決議により認めた場合は、この限りでない。

ⅱ　新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、執行役員もしくは従業員の地位を有しなくなった場合、新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、執行役員若しくは従業員を退任・退職する前に取締役会決議により認めた場合を除き、当該新株予約権者は、その保有する本新株予約権を行使することができないものとする。

ⅲ　新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとする。

ⅳ　新株予約権者は、割り当てられた本新株予約権個数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各本新株予約権の 100 個単位で行使するものとする。

ⅴ　新株予約権者は、割当対象の執行役員との間で締結する割当契約書において定める執行役員の所属する子会社における業績基準（営業利益の一定水準への到達等）を達成した場合に、各条件に応じた個数を行使することができる。上記における営業利益の判定においては、決算期の変更、適用される会計基準の変更、当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生した場合など、当該金額で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該影響を排除するための適切な調整を行うことができるものとする。

⑤　本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

ⅰ　本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

ⅱ　本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記ⅰ記載の資本金等増加限度額から上記ⅰに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑥　譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

⑦　本新株予約権の取得条項

ⅰ　以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、取締役会で決議された場合）、当社は、取締役会が別途定める日に本新株予約権を無償で取得することができる。

（ⅰ）当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
（ⅱ）当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案
（ⅲ）当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

ii　当社は、（４）⑦ⅰの場合において、取締役会が別途定める日が到来したときに、本新株予約権の全部又は一部を、無償で取得することができる。なお、本新株予約権の一部を取得する場合は、取締役会の決議によってその取得する本新株予約権の一部を決定する。

iii　新株予約権者が、権利行使をする前に、（４）④ⅱ及びⅲに定める事由により、本新株予約権を行使することができなくなった場合は、当社は、当該新株予約権者が保有する本新株予約権を、無償で取得する。

⑧　組織再編行為時の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

ⅰ　交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ⅱ　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ⅲ　新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記①に準じて決定する。

ⅳ　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権１個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、上記②で定められる行使価額を組織再編行為の条件等を勘案の上調整して得られる再編後行使価額に上記ⅲに従って決定される新株予約権１個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

ⅴ　新株予約権を行使することができる期間

上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記③に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ⅵ　新株予約権の行使の条件

上記④に準じて決定する。

vii　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記⑤に準じて決定する。

viii　譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

ix　新株予約権の取得条項

上記⑦に準じて決定する。

⑨　端数の取扱い

本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

（５）新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。

（６）申込期日

2026 年 12 月 27 日

以　上